

令和6年 第3回 安芸太田町議会定例会会議録

令和6年6月7日

招集年月日	令和6年6月7日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和6年6月7日 午前10時40分			議長	中本 正廣
	閉会				議長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	大 江 昭 典	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	2番	斉 藤 マユミ		3番	佐々木 道則	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	佐々木 裕子	
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	大 野 正 人	
	副 町 長	—		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	参 事	宇 多 康 弘		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	総務課課長補佐	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	正 岡 剛	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	児 玉 裕 子		—	—	
	簡 賀 支 所 長 兼簡賀支所住民生活課長	山 本 博 子		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長 兼 会 計 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和6年6月7日

	諸般の報告
	議席の指定（補欠選挙当選議員）
	町長所信表明
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	常任委員会委員の選任（補欠選挙当選議員）
	特別委員会委員の選任（補欠選挙当選議員）
報告第1号	令和5年度安芸太田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第2号	令和5年度安芸太田町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第3号	令和5年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
同意第2号	副町長の選任について
同意第3号	農業委員会委員の任命について
議案第42号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第43号	安芸太田町過疎地域持続的発展計画の変更について
議案第44号	安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第45号	財産の取得について（小型除雪車）
議案第46号	財産の取得について（ホイールローダ除雪車）
議案第47号	令和6年度安芸太田町一般会計補正予算（第2号）
議案第48号	令和6年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第49号	令和6年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第50号	令和6年度安芸太田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
議案第51号	令和6年度安芸太田町下水道事業会計補正予算（第1号）

令和6年第3回定例会
(令和6年6月7日)
(開会 午前10時40分)

○中本正廣議長

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから令和6年第3回安芸太田町議会定例会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○中本正廣議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から御手元に配付のとおり議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明のため出席を要求した者は町長、教育長、病院事業管理者です。なお同条の規定によって、町長及び教育長から説明員を委任したことについて、御手元に配付した写しのとおり通知がありました。3月の定例会以降、本定例会までに受け付けた陳情等は、御手元に配付した写しのとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。監査委員から、3月末日現在及び4月末日現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は議会事務局に保管していますので、御覧ください。5月19日に行われた安芸太田町議会議員補欠選挙において、大江昭典議員が当選されました。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 議席の指定

○中本正廣議長

日程第2、大江昭典議員の議席の指定を行います。今回当選された大江昭典議員の議席は会議規則第4条第2項の規定により議長において指名いたします。大江昭典議員の議席は、9番に指定いたします。暫時休憩といたします。

休憩 午前10時41分
再開 午前10時41分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第3. 町長所信表明

○中本正廣議長

日程第3、町長所信表明を行います。橋本町長から所信表明の申出がありますのでこれを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

おはようございます。先月14日に実施されました安芸太田町長選挙において、再任を頂きました橋本博明でございます。議会のお許しを頂きましたので、再任に当たっての所信の一端を申し述べさせていただきます。このたびの町長選挙は、私以外に立候補の届出がなく、無投票での再任となりました。町民に直接評価を頂けなかったのは残念ではありますが、結果は結果として受け止め、引き続き4年間職務に邁進してまいりますので、町民並びに議員各位の引き続きの御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。私としては、この4年間、町の活性化に向けて様々な取組みにチャレンジしてきたこと、また長年の懸案を前に進めてきたという点で、新しい風を起こせたのではないかと、それなりに自負しているところではありますが、肝心の人口減少に歯止めをかけるという点では納得のいく成果を出せたとは思っておりません。だからこそ、今しばらく仕事を続けさせていただきたいと、二期目に挑んだわけですが、こうして再びチャンスを頂いたからには、引き続き、人口減少に歯止めをかけることを最大の目標に掲げ、この任期中に成果を出すべく全力で取り組む決意でございます。ただし、

その具体的な取組みについては、私としては、既に一期目から様々着手してきたつもりであり、その内容については試行錯誤を重ねてまいりましたが、積み重ねてきたことには自信を持って、さらに前へ進めていきたいと考えております。具体的には、人口減少に歯止めをかけるにあたり、本町では移住希望者は既に一定程度おられましたので、その前提のもと、移住が進まない最大の要因は住宅不足にあるという判断から、現在進めている定住促進賃貸住宅の整備等、住宅の確保については引き続き進めるとともに、本町ならではの雇用すなわち観光や一次産業等を拡大し、安芸太田町でなければ就くことのできない雇用を増やすことでも、移住定住の理由をつくっていききたいと考えておりますし、その雇用確保の目玉事業の一つとして、道の駅再整備については、この任期中、具体的には令和9年4月リニューアルオープンに向けて全力で取り組む旨を、私としての公約に掲げております。また、人口減少対策には、移住者を増やすことはもちろんのこと、転出される方を抑えていくことも重要な取組みでございます。この点について、従来から取り組んでまいりました、安芸太田病院等の医療提供体制の確保や新公共交通モリカーといった公共交通の維持、moricaを活用した生活利便性の向上についても引き続き取り組み、さらに進化を図ってまいります。加えて、二期目の新たな取組みとしては、教育の分野に力を入れていきたいと考えており、具体的には、今年の春先まで取り組んできました教育大綱の改定作業について、今後早急に完了させた上で、その新しい教育大綱のもと、本町らしい教育を追求することで、子育てするなら安芸太田町と言っていただける環境を整え、子育て世代の移住定住を促していきたいと考えております。また、一期目はとにかく人口減少に歯止めをかける取組みに注力し、これは引き続き取り組むつもりであることは今申し上げたとおりでございますが、そうは言っても、これからは、たとえ人口減少が厳しくなったとしても、町政を維持できる体制を整えていくことも重要です。そこで二期目においては、昨年度から取り組んできた公共施設等の個別管理計画の改定作業とあわせて、本町の保有する公共施設の3割削減を改めて目標として掲げるとともに、moricaの活用と行政サービスのデジタル化を引き続き強力で推進し、これまで以上に行政のスリム化にも力を入れてまいります。さらに、本年は、町の長期総合計画の改定年度に当たります。一期目で進めてきた人口減少対策は、あくまでも本町に移住を希望されている人が一定程度おられるという前提のもと、その流れを妨げている問題点を改善するという、対症療法的な性格が強かったと思っておりますが、コロナ禍が明けた今後は、移住者獲得の地域間競争もさらに激しさを増すと予想されますので、本町の魅力そのものをさらに高めて、移住定住の希望者を増やしていくという根本療法的な対応が必要となってまいります。教育分野に力を入ると申し上げたのは、そうした本町の魅力をさらに高めるための重要な取組みの一つではありますが、ほかにも、本町の大切な資源である自然の魅力をさらに高めるという点で、本町の自然を代表する太田川、その清流復活にチャレンジすることですとか、本町は町民の健康づくりにも注力してきましたが、その特徴をまたさらに高めたいということで、健康ポイント事業等、新たな取組みを進め、高齢化に悩む自治体への一つのモデルケースをお示しできないかということ、また最近ではSDGs等の取組みが注目を集めていますが、本町においても、バイオマス利活用、地産地消など、地域循環型社会に挑戦するなど、これからの時代をリードするような施策にも果敢にチャレンジし、本町が目指すまちづくりの目標を定めていきたいと考えております。ということで、私としても二期目はさらなるパワーアップを図りたいと意気込んでいたところでございますが、その矢先に、人口戦略会議が地方自治体の持続可能性を分析するレポートを出され、本町は消滅可能性自治体であると分類されました。実は10年前には、日本創生会議が同様の分析をされ、本町は消滅可能性都市であると評価されておりましたので、中にはまたかとか、何をやっても人口減少は避けられないのかと悲観的に受け止められた町民も多いと思います。施策遂行の責任者である私としては、この指摘は真摯に受け止めなければならないと思っておりますが、当事者である町民の皆様には、今回の調査結果について、さらに二つの点を御認識頂きたいと思っております。一つは、消滅可能性自治体と分類はされましたが、その分類は、町内の若年女性が30年後、どれだけ残っているかという減少率が判断基準となっておりますが、10年前の調査からの減少率の改善度で申し上げれば、本町は、県内では廿日市市、海田町に次いで3番目によかったという点であります。基準はクリアできなかったけれども、前町長の時代も含めて、我々は何もしてこなかったわけではないし、また成果が出ていないわけでもないということが一つ。もう一つは、これはあまり指摘されておりませんが、今回の調査では、若者が都会に集まることのもリスクも指摘されている点であります。というのも、今回の調査では新たにブラックホール自治体という分類がつけられております。これは、東京や大阪といった大都会の一部自治体が分類されているのですが、こうした自治体は都市の魅力で、若い人を集めまくっていて、生産年齢人口は確保できておりますが、出生率が低いので、子どもを増やせておりません。最近、昨年度の出生率データが公開され、全国平均では1.2と過去最低を記録し、東京都はついに1を切るとい

うショッキングな報道がありました。まさに、大都会の一部自治体は、人は集まるけど、新たに生み出さないというブラックホールのような状況であり、人口減少の観点からは、むしろ拍車をかける存在になっております。それでも我々地方は、働き口は都会にしかないからとせつせと大切な若者を送り込んできたわけでありますが、その状況もここ数年で大きく変わっております。それは皆様御存じのとおり、コロナ禍という未曾有の事態を受けて、特に都市部を中心に、テレワークが発達し、どこにいても仕事ができる環境が整いつつあるため、結果として、これまでのように、就職するのに、都会に集まる必要性は薄まりつつあります。この人口減少という課題に加えて、大都会に若者が集まるリスクとして、私が今一番懸念しておりますのは、災害であります。とりわけ、多くの識者が、南海トラフ地震や首都直下地震は、時期はともかく、間違いなく、近い将来に起きると指摘されております。そのときに最も被害が大きく、かつ、その後の避難生活が最も悲惨となる大都会に、これは能登半島地震でも避難所の支援については、狭隘な地形が災いして孤立状態が続くことの問題が指摘されておりましたが、それでも、能登半島地震で支えるべき避難民は最大でも3万人だったのに対し、南海トラフ地震発災時の避難民は1,000万人を超えることが予想されております。それだけの避難民を支える体制をつくり上げることが本当にできるのか、そのとき最も悲惨な生活を強いられるのは、避難者が集中し、かつ、インフラが寸断されると、生活そのものが成り立たない大都会であることは容易に想像がつくと思いますが、そうした地域に子どもや孫をせつせと送り続けることが我々にとっても、そして日本にとっても本当によいことなのかどうか、真剣に考えなければならぬ時期が来ております。そして、都市の抱えるこれらのリスク、災害リスクはもちろんのこと、長時間労働や共働きによって低くならざるを得ない都会の出生率の改善は、残念ながら都会だけでは解決はできないと思いますし、国もまたこうした状況に効果的な取組みが打ち出せておりません。唯一、私なりに考える現実的な解決策は、地方や田舎が自力で魅力を高めることで、都会の方々を地方に引き寄せる、そのことで、人口分散を促す以外にはないのか。つまり、日本の未来は大変心細くありますが、地方や田舎の自発的な頑張りにこそかかっているのであって、そのことに都会の皆様も気がついていないし、実は地方の我々も気がついていないように思います。本町にはすばらしいネタがたくさんあるということは再三指摘していることですが、それらネタが効果的に使えていない最大の障壁は、お金がないことや、人が少ないことももちろんありますが、その価値自体を我々が認識していないことも大きな要因であると感じております。そしてその認識は、本町には何もないとか、都会に頼らなければ生活が成り立たないという、我々の思い込みにも通じるものがあると思います。この呪縛を断ち切って、我々の子どもや孫たちが望んだときに、自信を持って帰ってこいと言えぬふるさとを私はつくりたい。あるいは、多くの方々が住んでみたいと憧れる故郷をつくりたい。そのためには、我々自身が、本町のよさを再確認し、そのよさを我々が自信を持って周りに自慢できる状態にまで高めていく必要があると考えます。もちろん本町においても解決すべき課題は山積しておりますが、一つ一つその課題を乗り越えながら、町民にも御協力を頂き、周りの皆様に自慢できる、安芸太田町のここにしかない豊かな生活を明確にしていくことが今回の長期総合計画の重要な役割であり、私の2期目の大きなテーマだと思っております。難しい取組ではありますが、我々の頑張りに、本町の未来はもちろん、日本の将来もかかっていると自負を持ちながら取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民におかれましては、ともに新しいまちづくりに御参加頂きますことをお願いいたしまして、再任の御挨拶とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で橋本町長の所信表明を終わります。

日程第4. 会議録署名議員の指名

○中本正廣議長

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、2番、斉藤マユミ議員及び3番、佐々木道則議員を指名いたします。

日程第5. 会期の決定

○中本正廣議長

日程第5、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日6月7日から6月14日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって会期は8日間に決定いたしました。

日程第6. 常任委員会委員の選任

○中本正廣議長

日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。今回新たに当選されました大江昭典議員の常任委員会委員の選任を行うものであります。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名いたします。総務常任委員会委員に、9番、大江昭典議員を指名いたします。お諮りします。ただいま指名いたしましたとおり、総務常任委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしましたとおり、9番、大江昭典議員を総務常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第7. 特別委員会委員の選任

○中本正廣議長

日程第7、特別委員会委員の選任についてを議題といたします。今回新たに当選されました大江昭典議員の地方創生調査特別委員会、議会改革調査特別委員会、災害対策調査特別委員会、ダム対策調査特別委員会、以上の四つの特別委員会委員の選任を行うものです。各特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名いたします。各常任委員会委員に、9番、大江昭典議員を指名いたします。お諮りします。ただいま指名いたしましたとおり、各特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしましたとおり、9番、大江昭典議員を各特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第8. 報告第1号

日程第9. 報告第2号

日程第10. 報告第3号

○中本正廣議長

日程第8、報告第1号、令和5年度安芸太田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから報告第3号、令和5年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでの3件を一括議題といたします。提出者からの報告を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。議案の説明をさせていただきます。報告第1号、令和5年度安芸太田町一般会計繰越明許費繰越計算書について。この繰越計算書は、令和5年度安芸太田町一般会計補正予算（第6号）で設定しました繰越明許費について、繰越額や財源が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。報告第2号、令和5年度安芸太田町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。この繰越計算書は、令和5年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）で設定しました繰越明許費について、繰越額や財源が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。続いて、報告第3号、令和5年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。この繰越計算書は、令和5年度安

芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）で設定しました繰越明許費について、繰越額や財源が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。詳細については、担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

はい、郷田総務課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい、報告第1号、令和5年度安芸太田町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして総務課よりご説明をさせていただきます。こちらは、先の3月定例議会で承認いただきました令和5年度安芸太田町一般会計繰越明許費につきまして、実際の繰越額や財源内訳が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項に従いまして、ご報告をさせていただくものでございます。対象事業や繰越額の詳細につきましては、資料つけております、次のページの繰越計算書にまとめてさせていただきますので、ご覧をいただければと思います。最終的な翌年度への繰越額につきましては、計算書の2ページ目にごございます一番下の合計欄にお示しをさせていただいております。全体で2億9,196万3千円となっております。この繰越額の主な理由につきましては、3月定例議会の際にもご説明をさせていただきました。主には、資材の調達や関係者との調整に不測の時間を要したこと等の影響によりまして、事業の進度調整を余儀なくされました。結果的に工事の発注の遅れや、業務の遅延が生じてしまったものでございます。各事業における繰越額の多くにつきましては、3月定例議会で承認いただきました、繰越明許額とほぼ同額を繰越をさせていただいておりますけれども、そのうち総務費の関係、高速ブロードバンド基盤整備推進事業、筒賀36号ケーブル移設作業と商工費にごございますモリカの現金チャージ機の追加設置事業につきましては、令和5年度末までに事業完了したということで、繰越額はゼロとなっております。全体で26事業につきまして次年度に繰越し、対応をさせていただくものでございます。報告につきましては以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。失礼いたします。報告第2号、令和5年度安芸太田町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明をさせていただきます。先の3月議会におきまして御承認を頂きました表記につきまして、別紙のとおり、繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告をいたします。ページをお開きください。2ページです。こちら簡易水道施設整備事業でございます。簡易水道事業経営戦略改定サポート業務でございます。令和5年度では、役場関係課での改定までの具体的な取組みを行ってまいりましたが、今年度は住民の方との意見交換を行いまして、年度内に経営戦略の改定に向けて完了する見込みとなっております。翌年度の繰越額につきましては400万円でございます。続きまして、次ページです。報告第3号、令和5年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。こちら、先の3月議会におきまして承認を頂きました表記につきまして、別紙のとおり、繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、報告をいたします。次ページです。こちら、公共下水道施設管理事業、いずれもとなります。こちら、1番目ですが、設備機器の納期の遅れによりまして繰越しをさせていただいておりましたが、令和7年1月の納期の見込みで納期で完了見込み、今年度で完了見込み、準備をいたしております。続きまして2番目です。公共下水道施設整備事業、筒賀処理区マンホールポンプ場制御盤等整備工事です。こちら、制御盤の納期に時間を要しておりましたが、今年秋に納期が決まりましたので、年度内完了の見込みで準備を進めてございます。続きまして、同じく整備事業ですが、安芸太田町下水道施設耐水化実施事業、こちら、請負業者との調整に日数を要しておりましたが、調整が整いつつあります。順調に進んでおりまして、年度内の完了見込みで準備をしてございます。翌年度の繰越額ですが、3つ合わせまして、1番下ですが、1,642万4千円でございます。以上報告いたします。

○中本正廣議長

これで報告第1号から報告第3号までを終わります。

日程第 11. 同意第2号

日程第 12. 同意第3号

日程第 13. 議案第 42 号

日程第 14. 議案第 43 号
日程第 15. 議案第 44 号
日程第 16. 議案第 45 号
日程第 17. 議案第 46 号
日程第 18. 議案第 47 号
日程第 19. 議案第 48 号
日程第 20. 議案第 49 号
日程第 21. 議案第 50 号
日程第 22. 議案第 51 号

○中本正廣議長

日程第11、同意第2号、副町長の選任についてから日程第22、議案第51号、令和6年度安芸太田町下水道事業会計補正予算（第1号）までの12件を一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして、御説明をさせていただきます。同意第2号、副町長の選任について。副町長に木村富美氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。同意第3号、農業委員会委員の任命について。欠員となっていた安芸太田町農業委員会委員に藤井里枝氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。議案第42号、損害賠償の額の決定及び和解について。自動車走行中に穴にはまってパンクした事故について損害賠償の額を決定し和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。議案第43号、安芸太田町過疎地域持続的発展計画の変更について。安芸太田町過疎地域持続的発展計画を変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により議会の議決を求めるものでございます。議案第44号、安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。児童福祉施設の整備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、保育士の配置基準が改められたことにより、所要の条例改正を行うものでございます。議案第45号、財産の取得について（小型ロータリー除雪車）並びに議案第46号、財産の取得について（ホイールロード除雪車）。除雪車の取得について、予定価格が700万円を超えるため、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。議案第47号、令和6年度安芸太田町一般会計補正予算（第2号）。令和6年度安芸太田町一般会計の補正予算第2号は、1億3,879万4千円の増額を定めるものでございます。今回の補正は歳入が物価高騰対応重点支援地方交付金や社会資本整備総合交付金などの国庫補助金、補助裏の起債及び財政調整基金からの繰入金が増が主なものであります。歳出は、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置の対応として生活困窮世帯への重点支援と幅広い国民への所得税・住民税負担軽減を図るため、給付金及び定額減税のための事業費の増。職員給与費について、令和6年4月1日付人事異動に伴う配属先の会計科目への組替え。国庫補助金の採択に伴う町道法面補修工事、町道改良に伴う測量業務、橋梁修繕設計及び修繕工事に伴う工事請負負担の請負費等の増。また空き家解体補助事業、保育施設設備の故障対応や防災行政無線設備の修繕費の増が主なものでございます。続いて、議案第48号、令和6年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和6年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計の補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ567万4千円の増額を定めるものです。今回の補正は、マイナンバーカードと保険証の一体化実施に伴うシステム改修等の対応と、職員給与費について、令和6年4月1日付け人事異動に伴う配属先の会計科目への組替えによるものでございます。議案第49号、令和6年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和6年度安芸太田町介護保険事業特別会計の補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ140万4千円の増額を定めるものです。今回の補正は、会計年度任用職員として保健師1名分を確保するためのものでございます。議案第50号、令和6年度安芸太田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）。令和6年度安芸太田町簡易水道事業会計の補正予算第1号は、収益的収入の予定額を155万9千円、支出の予定額を157万1千円増額補正するものです。また、資本的収入の予算予定額について、財源更正をするものでございます。今回の補正は、職員給与費について、令和6年4月1日付け人事異動に伴う配属先の会計科目への組替えと国庫補助金内示による財源更正によるものでございます。議案第51号、令和6年度安芸太田町下水道事業会計補正予算（第1号）。安芸太田町下水道事業会計の補正予算

第1号は、収益的収入の予定額を146万5千円、支出の予定額を166万5千円減額補正するものでございます。今回の補正は、職員給与費について、令和6年4月1日付人事異動に伴う配属先の会計科目への組替えによるものでございます。詳細については、担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

これで提出者の提案理由の説明を終わります。以上提出議案については後日詳細説明審議を行います。本日の日程は以上で全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午前11時11分 散会
